

議 長 日程第4「議案第22号松田町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号松田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、提案させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、条例の一部改正について説明をさせていただきます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と言われるものの一部が改正されております。松田町個人情報保護条例におきまして、当該改正された法律の条項を引用しておりますので、関係する条文の改正を行うものでございます。今回の改正につきましては、番号法の改正につきましては、マイナンバーの利用範囲の拡大ということで、今後の利便性の向上が見込まれる分野において所要の整備が行われたということでございます。特に金融分野、医療分野における利用範囲の拡大というところで改正がされております。

それでは1枚おめくりください。松田町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。1枚おめくりいただいて、新旧対照表で説明をさせていただきます。改正案の欄の第2条、定義の第3号にございます、情報提供等記録でございます。先ほど申しました番号法で追加された26条を準用する場合の追加をするものでございます。また、28条におきましては、個人情報の提供先等の通知といたしまして、第2号中の文言の改正と追加された第19条第8号の規定を追加する改正でございます。

参考資料の2ページをごらんください。第29条で法律から引用しておりますものに条項のずれが生じたので、中段の少し下になりますけれども、下線部分につきまして、第28条の引用から第29条の引用に改正するものでございます。

それでは、改正本文に戻っていただきたいと思います。附則でございます。
この条例は公布の日から施行し、行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から
適用する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません
か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第22号松田町個人
情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛
成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。